

## 『国家総合職 2次試験答案練習会 講義編 財政学』(KU23232)

## 訂正表

2024年3月5日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 13	5～7行目	誤 また、単年度主義の原則は、その会計年度の経費は、その会計年度の歳入で賄わなければならないという原則である。単年度主義の原則を緩和する制度としては、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為の3つがある。	2024/3/8
		正 また、単年度主義の原則は、予算は、毎年度作成し国会の議決を経なければならないという原則である。単年度主義の原則を緩和する制度としては、継続費と国庫債務負担行為の2つがある。	
P. 14	8～11行目	誤 ⑤ 単年度主義の原則は、その会計年度の経費は、その会計年度の歳入で賄わなければならないという原則である。単年度主義の原則を緩和する制度としては、継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為の3つがある。	2024/3/8
		正 ⑤ 単年度主義の原則は、予算は、毎年度作成し国会の議決を経なければならないという原則である。単年度主義の原則を緩和する制度としては、継続費と国庫債務負担行為の2つがある。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。